

2/20

遺産相続をめぐり、最高裁大法廷が19日、預貯金を「遺産分割の対象にする」という新たな基準を示した。判例変更により分割はしやすくなるとみられるが、金融機関から必要な現金をすぐに引き出せなくなるなどの影響も懸念される。専門家は法整備などの必要性を指摘する。(3面参照)

今回の判例変更で影響がありそうなのが、死亡直後に遺族が故人の預金を引き出すケース。現在、引き出しに際しては、どこかは金融機関や支店によって分かれる。

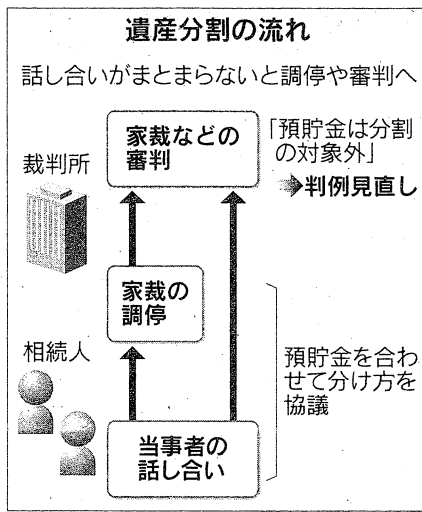
ある大手銀行は「相続

遺産分割、預貯金も対象

金融機関引き出し影響も

人全員の合意がない限り、引き出しには応じない」と説明。当事者同士のトラブルに発展するの

を避けるためだが、預金を引き出したい遺族から訴えられることもある。別の銀行の担当者は



専門家「法整備必要に」

「葬儀代などの資金需要に
 対応するため、原則は引き出しに
 応じる」。家族が当面の生活費を求めて引き出しを希望することもあるという。これまでの判例に従えば、遺産分割をしなくても自分の法定相続分を引き出すことは可能だった。

判例の見直しで個別の引き出しは難しくなる。遺族同士の話し合いや調停で家裁の審判が長引けば預金を引き出せない状態が続く可能性が高い。

大谷剛彦裁判官ら5人の共同補足意見は、解決策の一つとして審判よりも簡易な手続きで銀行への仮払いを申し立てる「保全処分」の活用を挙げ、「家裁の実務で適切な運用に向けた検討が望まれる」と強調した。

相続に詳しい平田厚・明治大教授(家族法)は「相続人同士の公平を重視して実務に合わせる形での判例変更であり、多くの当事者は納得できるはず。預金を引き出せないで困る人については、新たな法整備や家裁の運用で対応していくべきだ」と指摘する。

「預貯金は分割の対象外」

→判例見直し

預貯金を合わせて分け方を協議

大谷剛彦裁判官ら5人の共同補足意見は、解決策の一つとして審判よりも簡易な手続きで銀行への仮払いを申し立てる「保全処分」の活用を挙げ、「家裁の実務で適切な運用に向けた検討が望まれる」と強調した。

相続に詳しい平田厚・明治大教授(家族法)は「相続人同士の公平を重視して実務に合わせる形での判例変更であり、多くの当事者は納得できるはず。預金を引き出せないで困る人については、新たな法整備や家裁の運用で対応していくべきだ」と指摘する。

大谷剛彦裁判官ら5人の共同補足意見は、解決策の一つとして審判よりも簡易な手続きで銀行への仮払いを申し立てる「保全処分」の活用を挙げ、「家裁の実務で適切な運用に向けた検討が望まれる」と強調した。

相続に詳しい平田厚・明治大教授(家族法)は「相続人同士の公平を重視して実務に合わせる形での判例変更であり、多くの当事者は納得できるはず。預金を引き出せないで困る人については、新たな法整備や家裁の運用で対応していくべきだ」と指摘する。